

川西市パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き

- 目 次 -

1	パートナーシップ宣誓制度について	1
2	宣誓することができる方	2
3	宣誓の方法	3 ~ 5
4	通称名の使用	6
5	宣誓書受領証の再交付	6
6	宣誓書記載内容の変更	6
7	当該制度で受けられる公的サービス	6
8	宣誓書受領証の返還	7
9	パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定	7
10	協定締結自治体間での転出入の手続き	8
11	Q & A	9 ~ 13
	参考	
	「川西市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」	1 ~ 15



1 パートナーシップ宣誓制度について

性的指向が異性に限らない、また性自認と身体の性が一致しないといった、いわゆるLGBTQなどの性的少数者(以下「性的マイノリティ」という。)は、近年、徐々にではありますが、社会に認知されるようになってきました。

しかしながら、依然として誤解や偏見は存在し、特に同性のカップルなどは現在の法律では結婚もできず、日常生活の様々な場面において悩みや生きづらさを抱えておられる方も少なくありません。

川西市では、市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を認め合い、だれもが自分らしく、いきいき暮らせるまちの実現をめざし、令和2年8月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を始めました。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓した、一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市が、その関係性を市長に宣誓した事実を証明する「宣誓書受領証」の交付を行うものです。

これは、市の要綱に基づき実施するもので、婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、二人が夫婦に準じた生活を送りながらも、理解を得られず、証明する手段もないことなどにより生じる悩みや生きづらさを軽減、解消するとともに、ありのままの自分として生きたいという気持ちを尊重することを目的としています。

【用語の定義】

この制度において、次の用語の意義は、下記のとおりとします。

(1) 性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)

性的指向が異性愛のみでない者、性自認と身体の性が一致しない者又は性自認と身体の性が一致せず、性的指向が異性愛のみでない者をいう。

(2) パートナーシップ

一方又は双方が性的マイノリティである二者間の関係であって、互いを人生のパートナーとして日常生活において、相互に協力し合うことを約束したものをいう。

(3) 宣誓

パートナーシップの関係にある者同士又はパートナーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

2 宣誓することができる方

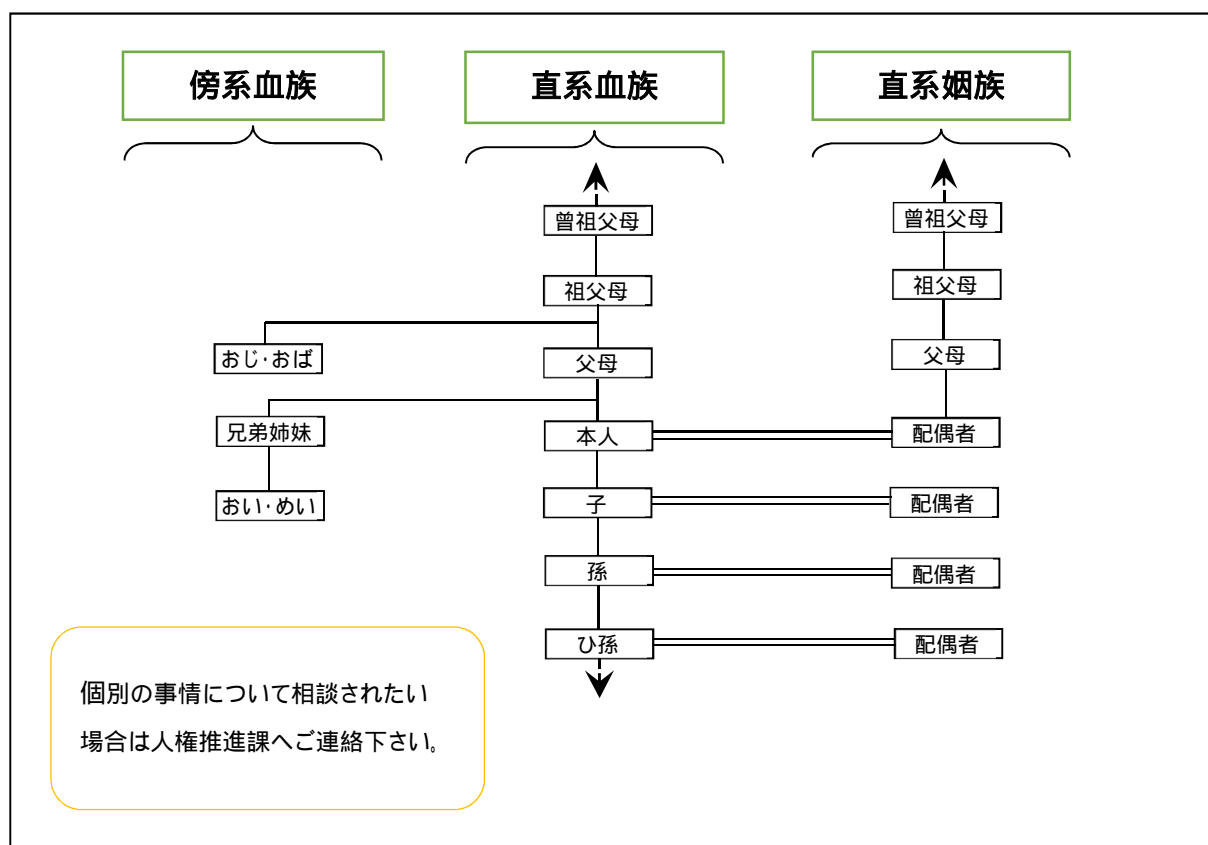
パートナーシップの宣誓ができるのは、一方又は双方が性的マイノリティの方で、以下の要件をすべて満たしているお二人になります。

- (1) 双方が、宣誓の当日に民法に規定する成年 であること
(2022年4月1日以降は満18歳以上となる予定)
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有している、又は本市への転入を予定していること
- (3) 双方に配偶者（事実上婚姻と同様の関係にある人を含む）がないこと
- (4) 双方が宣誓しようとする相手方以外の人とパートナーシップの関係にないこと
- (5) 双方が民法第734条及び第735条の規定 により、婚姻することができないとされている者（近親者）同士でないこと（養子縁組を除く）

以下のように、民法の規定により婚姻することができない関係にある方とは宣誓することはできません。（下図を参照）

- ア 直系血族（祖父母、父母、子、孫等）
- イ 三親等内の傍系血族（兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪）
- ウ 直系姻族（子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等）

パートナーシップ宣誓をすることができない方（近親者）



3 宣誓の方法

宣誓から宣誓書受領証（証明書）の交付までの主な流れは次のとおりです。

宣誓書受領証交付日の予約

宣誓を希望される方は、事前に電話、メール等で宣誓日時を予約してください。
電話（072-740-1150）・FAX（072-740-1151）
メール：kawa0014@city.kawanishi.lg.jp

- ・事前審査のため、必要書類を宣誓日の1週間前までに提出していただく必要がありますので、審査期間を考慮し、余裕を持って予約してください。
- ・予約状況等により希望日時に沿えない場合がありますので、希望日時は複数お考えください。

・**宣誓書受領証交付日時**

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時から午後5時

必要書類の確認（窓口持参または郵送で事前審査）

事前審査に必要な書類を人権推進課へ、ご持参または郵送でお送りください。

事前審査には、下記 ①～②の書類が必要です。

【事前審査に必要な書類】

住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る）または本市への転入を予定していることが確認できる書類（転出証明、不動産売買契約書、住宅賃貸契約書など）

② 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る）

以上2点を人権推進課まで持参されるか郵送で送付してください。

- ・事前審査は1週間程度かかります。
- ・書類に不備があれば、さらに時間がかかりますので、宣誓書受領証交付日のご希望がある場合は、早めに必要書類をご提出ください。

宣誓日当日（本人確認）

予約された宣誓書受領証の交付日時に、お二人そろって、市役所の人権推進課へお越しください。

- ・事前審査で提出された書類を確認し、パートナーシップ宣言に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓をしようとする方が本人であることを確認するため、次のいずれかの書類の提示をしていただき、本人確認を行います。

【本人確認書類】

個人番号カード

旅券

運転免許証

その他、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

その他前各号の書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類

宣誓書受領証の交付

- ・本人確認後、宣誓書の内容を確認していただき、お二人それぞれ宣誓書に署名していただきます。なお、代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しください。
- ・宣誓書への署名が終了したときは、双方に対し、宣誓の事実を証明するパートナーシップ受領証を交付します。
- ・宣誓書受領証は2種類ありますので、選択していただきます。

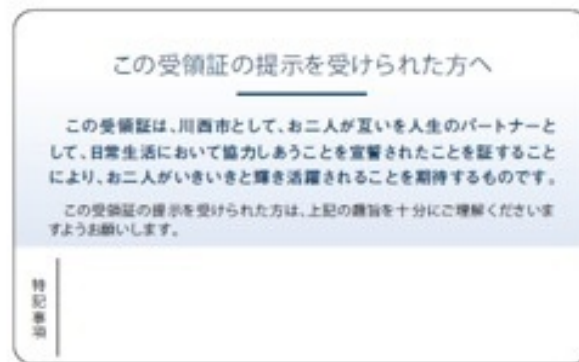
宣誓書受領証の様式



(表面1)



(表面2)



(裏面)

受領証は2種類ありますので、選択していただきます。



4 通称名の使用

宣誓をしようとする方が、性別違和など戸籍上の氏名を使用し難い特別の事情があると市長が認める場合は、宣誓書において通称名（社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができるものとします。

5 宣誓書受領証の再交付

パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）を紛失、毀損・汚損し、再交付を希望する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号）をご提出ください。宣誓書受領証を再交付します。

宣誓書受領証の裏面特記事項欄に「再交付：年 月 日」と記入します。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

6 宣誓書記載内容の変更

住所、名前等を変更した場合は、パートナーシップ宣誓書内容変更届（様式第4号）を提出してください。変更後の内容でパートナーシップ宣誓書受領証を再発行します。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

7 当該制度で受けられるサービス

- 市営住宅、改良住宅、再開発住宅への入居申し込み
- 市立川西病院での入院時の保証人や医療の提供にかかる情報の説明・同意
- 犯罪被害者等への遺族支援金の支給および日常生活の支援など
- 空き家活用リフォームにかかる助成（若年等世帯・新婚世帯）

8 宣誓書受領証の返還

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)とともに宣誓書受領証を返還してください。

宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき

双方の一方が死亡したとき

宣誓者の一方又は双方が本市域外に転出するなど申請者の要件に該当しなくなったとき

ただし、パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定の締結自治体に転出するときは除く。

9 パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定

協定を締結している自治体から転出入し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、手続きが簡素化されます。

協定を締結している自治体(阪神7市1町)

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

自治体によって受けられる行政サービスは異なります。



10 協定締結自治体間での転出入の手続き

(1) 協定締結自治体からの転入手続き

協定を締結している自治体から転入し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、パートナーシップ宣誓申告書（様式第6号）をご提出ください。

提出の際には、下記の、 の書類が必要です。

締結自治体受領証等

住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る）または本市への転入を予定していることが確認できる書類（転出証明、不動産売買契約書、住宅賃貸契約書など）

通常の手続きで必要とされる、戸籍謄本の提出、本人確認書類の提示は必要ありません。

(2) 協定締結自治体への転出手続き

協定を締結している自治体へ転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）の提出、川西市で交付した『宣誓書受領証』の返還は、必要ありません。

川西市で交付した『宣誓書受領証』は、転出先の協定締結自治体での転入手続きの際に必要なになります。



11 Q&A

Q 1 なぜ川西市でパートナーシップ宣誓制度を導入するのですか？

A 1

市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性や互いを認め合い、不当な差別を受けることのない「幸せを実感できるまち」の実現をめざし、性的マイノリティの方々への社会的理解や性の多様性を尊重する取り組みを推進するために導入するものです。

Q 2 パートナーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

A 2

結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q 3 法的効力がないのに、なぜこの制度があるのですか？

A 3

この制度は、お二人のパートナーシップの関係を尊重するものです。この制度をきっかけとして、性的マイノリティの方々に関する社会的理解が進み、性の多様性が尊重される取り組みが広がっていくことを期待しています。

Q 4 プライバシーは守られますか？

A 4

手続きの際は、個室で対応します。また、提出書類や、記載内容等の個人情報はい固く守られます。

Q 5 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A 5

パートナーシップ宣誓書の提出や、パートナーシップ宣誓書受領証の発行に、費用はかかりません。

（ただし、手続きに必要な書類の発行には手数料が必要です。）

Q 6 戸籍上の性別が同一でないと宣誓できませんか？

A 6

性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方々もおられますので、戸籍上の性別が異性となるカップルであってもパートナーシップ宣誓制度が利用できるよう、川西市では、戸籍上の性別は限定しない取り扱いとしています。

Q 7 事実婚の方も宣誓できますか？

A 7

事実婚の方につきましては、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティの方々直面している偏見や差別、課題などとは状況がかなり異なると認識しています。

当制度は、婚姻に準ずるような法的効力を有しませんが、性的マイノリティ等のお二人の関係を社会的に認めてほしいというお気持ちを受け止める人権尊重の観点から導入するもので、制度の対象者は性的マイノリティの方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

Q 8 川西市民でないと宣誓できませんか？

A 8

一方又は双方が川西市民か市内への転入を予定している方であれば宣誓できます。転入予定で宣誓する場合は、川西市に転入することがわかるもの（転出証明書、不動産契約書、住宅賃貸借誓約書等）をご提示ください。

Q 9 なぜ転入予定でも宣誓できるのですか？

A 9

川西市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。ただし、受領証の発行は、住民票を移してからになります。

Q 10 同居していないと宣誓できませんか？

A 10

必ずしも同居している必要はありませんが、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にすることを約束した関係であることが必要です。

Q11 川西市外へ引っ越しすることになったときはどうしたらいいですか？

A11

お二人とも川西市外へ引っ越しすることになった場合、パートナーシップ宣誓書受領証を返還していただくことになります。その際は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届に必要な事項を記入し、一緒に提出してください。

また、どちらかお一人だけが川西市外へ引っ越しすることとなった場合、手続きが違いますので、次のQ12を参照してください。

なお、パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定を締結した自治体への転出入については、Q23を参照してください。

Q12 川市内で引っ越しすることになったときはどうしたらいいですか？

A12

どちらかお一人またはお二人とも川市内で住所が変わる場合、宣誓内容に変更が生じることになりますので、「パートナーシップ宣誓内容変更届」を変更内容がわかる書類と合わせて提出してください。

また、どちらかお一人だけが川西市外へ引っ越しをすることになった場合も、同様の手続きが必要です。

Q13 外国籍の方も宣誓できますか？

A13

外国籍の方も、市民であるか、市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6ヶ月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

Q14 通称名を使用できますか？

A14

使用できます。性別違和を感じておられる方が使用している自認する性別にあった名前や外国籍の方が使用している日本名が該当します。

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。

なお、通称名を使用した場合には、交付する宣誓書受領証の裏面に戸籍上の氏名を記載していただきます。

Q15 パートナーシップ宣誓書受領証はすぐにもらえますか？

A15

すぐにお渡しできます。ただし、宣誓書受領証を作成する時間が必要ですので、多少お待ちいただく場合があります。

なお、受領証を交付する日（宣誓日）の1週間前までに、必要書類の提出による事前審査が必要です。

Q16 パートナーシップ宣誓書受領証にはどのような使い道がありますか？

A16

宣誓書受領証の適用につきましては、市の制度では、市営住宅の入居申込や災害見舞金の支給、犯罪被害者等への遺族支援金の支給及び日常生活の支援（家事援助費用、家賃、転居費用等の助成）、空き家活用リフォームにかかる助成（若年等世帯・新婚世帯）などが対象となります。

今後も、できる限り当該制度にかかる行政サービスなどの適用範囲の拡大に努めてまいります。

なお、民間サービスでは、携帯電話の家族割や生命保険の受取人としての適用、また住宅ローンへの適用などを行っているところも増えてきています。

Q17 代理人や郵送による方法だと宣誓できませんか？

A17

市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。ただし、自ら記入できないと市長が認める時は、代筆が可能です。

Q18 パートナーシップ宣誓制度と同性婚制度はどのように違うのですか？

A18

同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるもので、欧米を中心に認められている国が多くあります。一方、川西市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である要綱による制度であり、これによる権利発生や義務の付与を伴うものではなく、同性婚とは異なるものです。

Q19 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A19

結婚に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。詳しくはお近くの公証役場へお問い合わせください。

Q20 成りすましや偽装などの悪用はされませんか？

A20

市が宣誓書を受領するとともに受領証を交付する際には、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

Q21 家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすものではないですか？

A21

当該制度は、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではないため、家族制度や婚姻制度に何らかの影響を与えたり、法の改正につながるものではありません。

性の多様性を尊重し、性的マイノリティの方々への社会的理解が広がり、生きづらさの解消や改善につながっていくことを期待して導入するものです。

Q22 パートナーシップ関係を解消した場合の対応はどうしたらいいですか？

A22

パートナーシップ関係を解消した場合、パートナーシップ宣誓書受領証をお二人とも返還していただくことになります。その際は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届に必要な事項を記入し、一緒に提出してください。

Q23 パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定の締結自治体へ、転出入する場合の手続きは、どうしたらいいですか？

A23

協定を締結している自治体から川西市へ転入される場合は、パートナーシップ宣誓申請書、転出元の締結自治体で交付されたパートナーシップ宣誓書受領証等、住民票の写しを提出してください。

戸籍謄本の提出、本人確認書類の提示は必要ありません。

川西市から、協定を締結している自治体へ転出される場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）を提出する必要はありません。パートナーシップ宣誓書受領証（お二人分）を、転入先の締結自治体へ提出してください。

(参考)

川西市パートナーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を認め合い、誰もが自分らしく、いきいき暮らせる社会の実現を目指して、性的マイノリティに係るパートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。以下同じ。)が異性愛のみでない者、性自認(自己が認識している性別をいう。以下同じ。)と身体の性が一致しない者又は性自認と身体の性が一致せず、性的指向が異性愛のみでない者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである二者間の関係であって、互いを人生のパートナーとして日常生活において、相互に協力し合うことを約したものをいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士又はパートナーシップを形成しようとする者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法(明台29年法律第89号)第4条に規定する成年であること。
- (2) 一方又は双方が本市に住所を有している(本市への転入を予定している場合を含む。)こと。
- (3) 双方に配偶者(事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がないこと及び当該パートナーシップの宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップの関係がないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている者同士でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に、自ら署名し、次掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 住民票の写し(宣誓日前3月以内に発行されたものに限り。)又は本市への転入を予定していることが確認できる書類
 - (2) 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)(宣誓日前3月以内に発行されたものに限り。)又は前条第3号に掲げる要件を満たしていることが確認できる書類
- 2 市長は、前項の規定により提出された書類を確認し、前条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) その他前各号の書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者が、性別違和等、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名(社会生活上通用していると認められるものをいう。)を使用することができるものとする。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓をした者の双方に対し、宣誓の事実を証明するパートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)を交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号、以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を申請することができる。この場合において宣誓者は、第4条第2項各号のいずれかの書類を市長に提示しなければならない。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、受領証を再交付するものとする。

(宣誓内容の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに、パートナーシップ宣誓書記録内容変更届(様式第4号、以下「変更届」という。)に変更の事実が確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、内容を確認したうえで、当該宣誓者に変更後の内容を記載した受領証を発行するものとする。

この場合において、変更前の受領証は回収するものとする。

(受領証の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)に受領証を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の一方又は双方が第3条第2号から第4号までのいずれかに該当しなくなったとき。ただし、宣誓者の双方が同条第2号の規定に該当しなくなった場合であって、次条第1号に規定する締結自治体に転出するときに除く。

(宣誓申告等)

第10条 本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定(以下「協定」という。)の締結自治体(以下「締結自治体」という。)においてパートナーシップの宣誓に係る受領証等(以下「締結自治体受領証等」という。)の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、当該本市に転入した者は、協定第2条第2項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「転入宣誓者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップ宣誓申告書(様式第6号)

(2) 締結自治体受領証等

(3) 第4条第1項第1号に掲げる書類

3 市長は、転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転出元の締結自治体に対し、パートナーシップ宣誓申告に係る通知書(様式第7号)にパートナーシップ宣誓申告書の写し及び締結自治体受領証等を添えて受領証の交付の事実を通知するものとする。

4 前項の規定による締結自治体間における情報の提供については、転入宣誓者の同意がなければ行うことができない。

5 市長は、本市から転出した宣誓者に係る宣誓書の提供を他の締結自治体から求められたときは、これに応じるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(見直し)

2 市長は、この要綱の施行の日から5年以内に、この要綱の運用状況及び性的マイノリティを取り巻く環境等の変化に応じて、必要な見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。

◆制度の内容、申請書様式等については、市ホームページに掲載しています。



提出先・問い合わせ先

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

川西市役所 市民環境部 人権推進課

TEL：072-740-1150

FAX：072-740-1151

Email：kawa0014@city.kawanishi.lg.jp

作成(改定版) 令和3年